

23 議案第23号関係

(1)おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p>
<p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償額に関する条例(平成18年おいらせ町条例第38号。以下「特別職非常勤報酬条例」という。)に定めるところにより年額報酬を支給する。</p> <p><u>3 新たに年額報酬を受けるものとなった団員には、その職に就いた月から計算して支給する。ただし、懲戒処分を受けて退職した者には、その年の年額報酬は支給しない。</u></p> <p><u>4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、特別職非常勤報酬条例に定めるところにより出勤報酬を支給する。</u></p>	<p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第14条 団員には、別に定めるところにより報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 新たに報酬を受けるものとなった団員には、その職に就いた月から計算して支給する。ただし、懲戒処分を受けて退職した者には、その年の報酬は支給しない。</u></p>
<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第15条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、特別職非常勤報酬条例の例による。</u></p> <p><u>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、特別職非常勤報酬条例に定めるところにより費用弁償を支給する。</u></p> <p><u>3 費用弁償の支給方法については、特別職非常勤報酬条例の例による。</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第15条 団員が水火災その他の災害又は救急業務若しくは訓練等に出勤した場合(現場において従事しない場合を除く。)には、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、別に定めるところにより費用弁償を支給する。</u></p> <p><u>3 報酬及び費用弁償の支給方法については、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償額に関する条例(平成18</p>

改 正 案	現 行																		
	<p style="text-align: center;"><u>年おいらせ町条例第38号)の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>別表(第15条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">支給単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水火災出動</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の災害出動</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>救急業務出動</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>訓練出動</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>警戒出動</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給単位	金額	水火災出動	1人1回につき	2,000円	その他の災害出動	1人1回につき	2,000円	救急業務出動	1人1回につき	2,000円	訓練出動	1人1回につき	2,000円	警戒出動	1人1回につき	2,000円
区分	支給単位	金額																	
水火災出動	1人1回につき	2,000円																	
その他の災害出動	1人1回につき	2,000円																	
救急業務出動	1人1回につき	2,000円																	
訓練出動	1人1回につき	2,000円																	
警戒出動	1人1回につき	2,000円																	

(2)おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例
新旧対照表(抜粋)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、<u>別表第1、別表第2及び別表第3</u>に掲げるとおりとする。ただし、町長、副町長及び職員が各種委員に任命された場合は、報酬を支給しない。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(消防団員の出動報酬)</u></p> <p><u>第2条 消防団員が災害、警戒、訓練等によって出動した時は、出動報酬として別表第3に定めるところにより支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1 (<u>第1条、第3条関係</u>) 略</p> <p>別表第2 (<u>第1条、第3条関係</u>)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、<u>別表第1及び別表第2</u>に掲げるとおりとする。ただし、町長、副町長及び職員が各種委員に任命された場合は、報酬を支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1 (<u>第1条、第2条関係</u>) 略</p> <p>別表第2 (<u>第1条、第2条関係</u>)</p>

改正案		現行	
区分	報酬額	区分	報酬額
略	略	略	略
消防団長	年額 <u>56,500円</u>	消防団長	年額 <u>51,000円</u>
消防団副団長	年額 <u>40,000円</u>	消防団副団長	年額 <u>36,000円</u>
消防団分団長	年額 <u>25,000円</u>	消防団分団長	年額 <u>22,500円</u>
消防団本団付分団長	年額 <u>25,000円</u>	消防団本団付分団長	年額 <u>22,500円</u>
		消防団団付部長	年額20,500円
消防団副分団長	年額 <u>23,000円</u>	消防団副分団長	年額 <u>20,500円</u>
消防団部長	年額 <u>20,500円</u>	消防団部長	年額 <u>18,500円</u>
消防団班長	年額 <u>16,000円</u>	消防団班長	年額 <u>14,500円</u>
消防団員	年額 <u>15,000円</u>	消防団員	年額 <u>13,500円</u>
略	略	略	略
別表第3（第1条、第2条関係）			
区分	支給単位	金額	
災害出動	4時間未満	2,000円	
	4時間以上7時間45分未満	4,000円	
	7時間45分以上	8,000円	
警戒出動	1日	2,000円	
訓練出動	1日	2,000円	
その他出動	1日	2,000円	